

令和4年度「ヤングケアラー」に関する調査結果

【調査目的】

昨年度に引き続き、福岡県内の市町村におけるヤングケアラーの支援体制状況を調査するとともに、実際に把握されている個々のケースの実態を知るため、要保護児童対策地域協議会にアンケート調査を行う。

【定義】

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子ども

※令和元年7月4日付子家発0704第1号「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」から抜粋



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【調査方法】

①県内 60 市町村に対し、ヤングケアラー支援体制状況について福岡県簡易申請システムを用いて調査（令和4年7月時点、回収率100%）

②県内 60 市町村の要保護児童対策地域協議会に対しメールで調査票を配布、令和4年10月1日時点で市町村が把握しているケースについて、メールで回収

◆期間：令和5年1月13日～令和5年2月13日

◆回収状況：60市町村から回収（回収率100%）

◆収集ケース数：131件

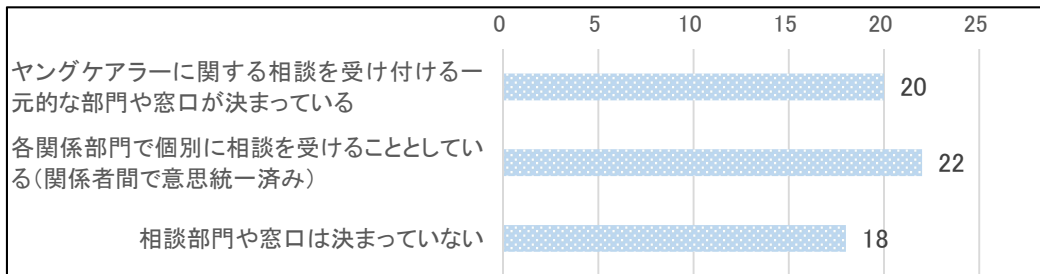
1 「県内市町村における支援体制状況調査」の調査結果について

(1) ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応

① ヤングケアラー本人やその家族が「だれかに相談したい。」と思った場合に、相談を受ける部門や窓口

ヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口についてきいたところ、「各関係部門で個別に相談を受けることとしている（関係者間で意思統一済み）」が最も多く（22市町村、36.7%）、次いで「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」（20市町村、33.3%）などとなっている。

図表－1 ヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口（n=60）

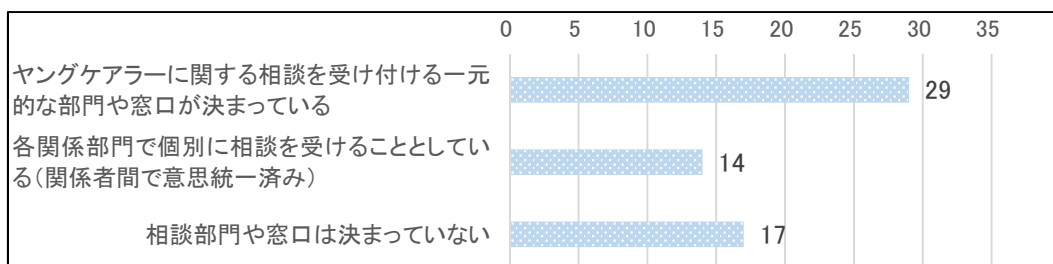


決まっていると回答した42市町村すべてにおいて、その窓口が子ども福祉部門であった。また、子ども福祉部門と複数回答で最も多かったのが教育委員会であった。

② ヤングケアラーと思われる子どもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口

ヤングケアラーと思われる子どもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口についてきいたところ、「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」が最も多く（29市町村、48.4%）、次いで「各関係部門で個別に相談を受けることとしている（関係者間で意思統一済み）」（14市町村、23.3%）などとなっている。

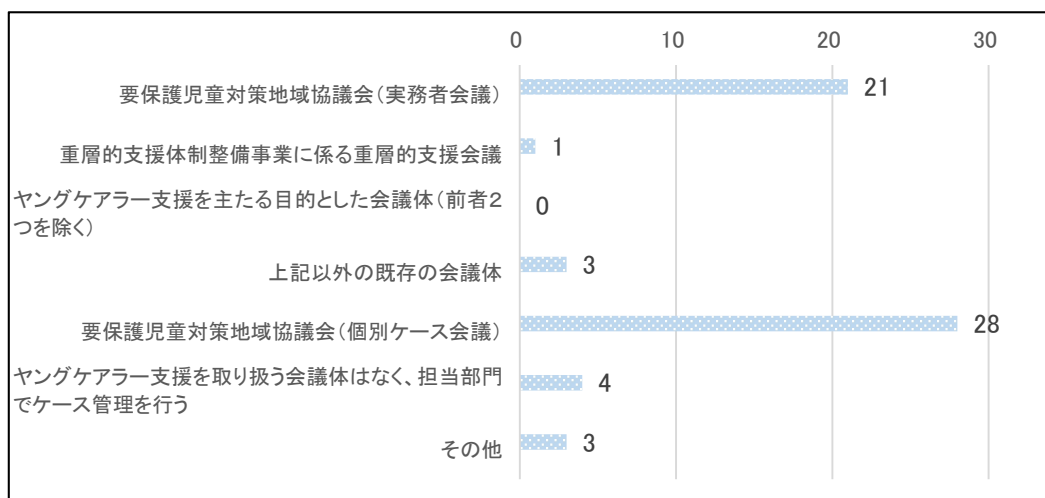
図表－2 ヤングケアラーと思われる子どもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口（n=60）



③ 支援を検討する際の課題の共有や役割分担などを検討する会議体

ヤングケアラーの支援を検討する際、課題の共有や支援策、役割分担などを検討する会議体を利用・想定しているかきいたところ、「要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）」が最も多く（28 市町村、46.7%）、次いで「要保護児童対策地域協議会（実務者会議）」（21 市町村、34.9%）などとなっている。

図表－3 ヤングケアラーの支援を検討する際、課題の共有や支援策、役割分担などを検討する会議体（n=60）



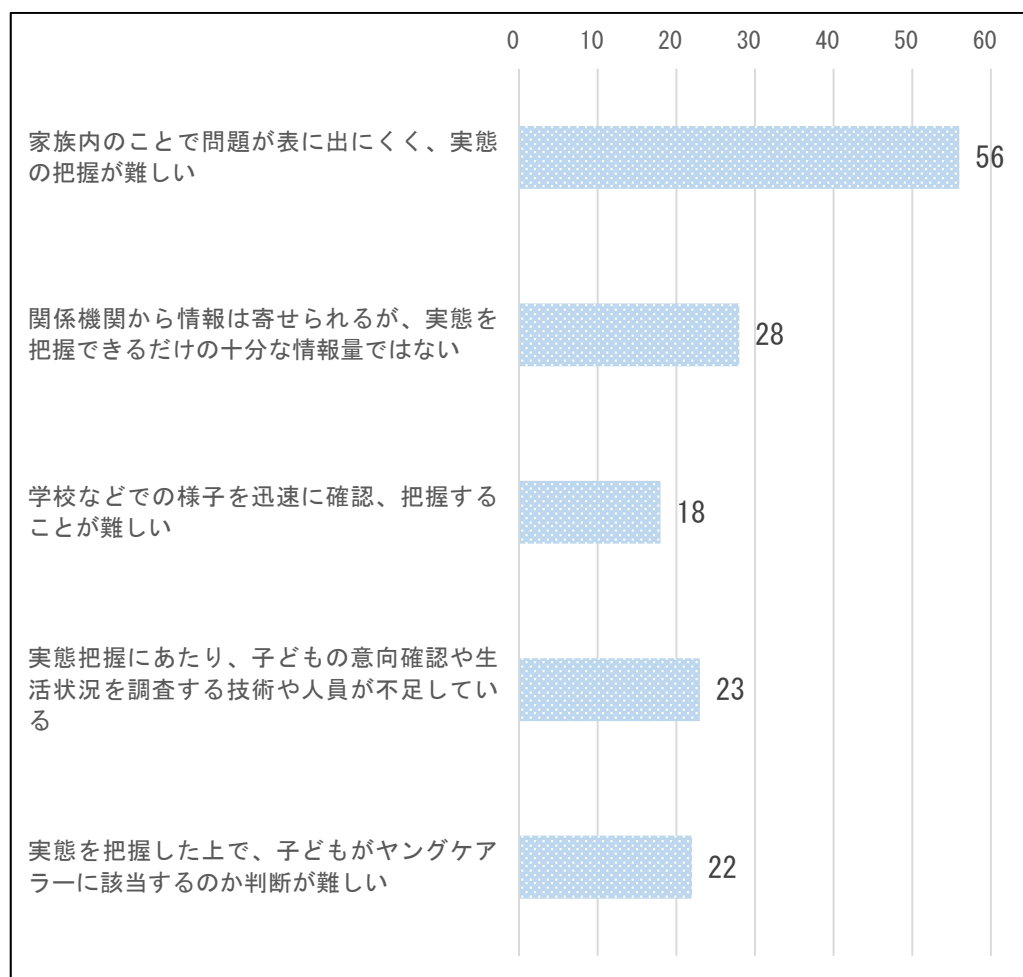
その他：決まっていない、事例がない

(2) ヤングケアラーの実態把握や発見する上での課題について

① ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握する上での課題

ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握する上での課題についてきいたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」との回答が最も多く（56市町村、93.3%）、次いで「関係機関からヤングケアラーと思われる子どもの情報は寄せられるが、実態を把握できるだけの十分な情報量ではない」（28市町村、46.6%）が多くなっている。

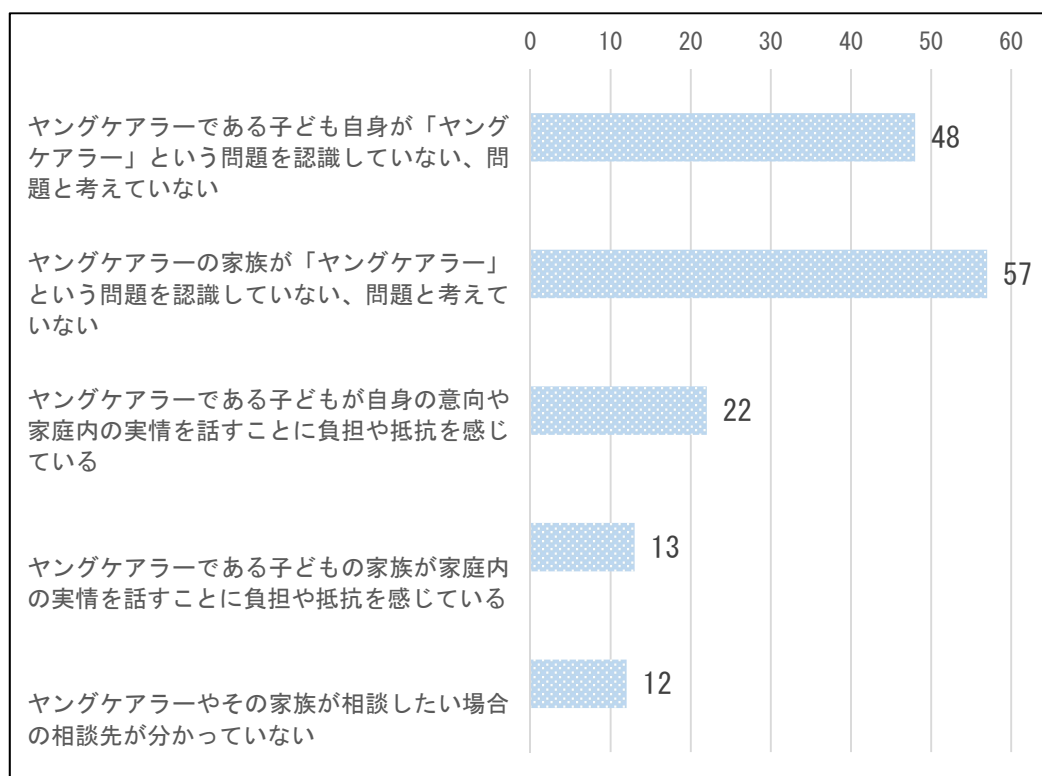
図表－4 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握する上での課題（複数回答）（n=60）



②ヤングケアラーと思われる子どもを発見する上での課題<子供や家族からの相談>

ヤングケアラーと思われる子どもを発見する上での課題<子供や家族からの相談>についてきたところ、「ヤングケアラーやその家族が相談したい場合の相談先が分かっていない」との回答が最も多く（57市町村、95.0%）、次いで「ヤングケアラーである子どもの家族が家庭内の実情を話すことに負担や抵抗を感じている」（48市町村、80.0%）が多くなっている。

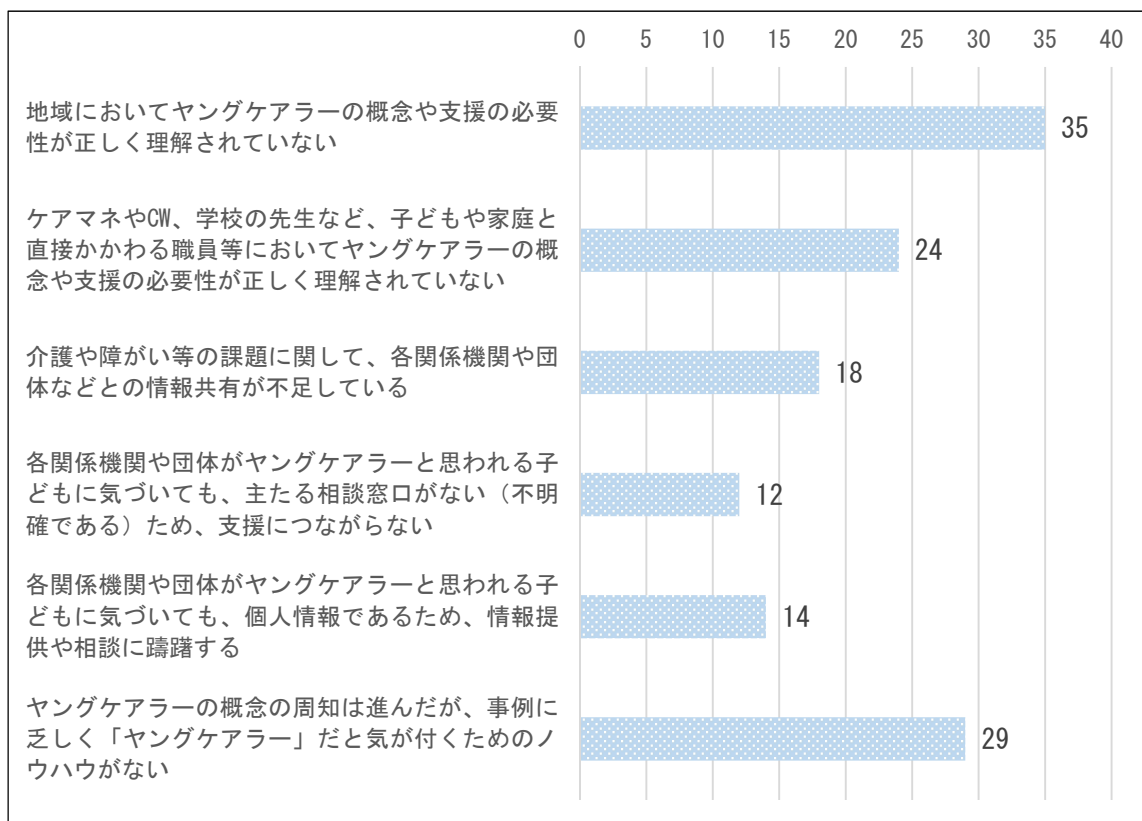
図表－5 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握する上での課題<子供や家族からの相談>（主なものを3つ選択）（n=60）



③ヤングケアラーと思われる子供の発見する上での課題<地域や関係機関による気づき>

ヤングケアラーと思われる子どもを発見する上での課題<地域や関係機関による気づき>についてきたところ、「地域においてヤングケアラーの概念や支援の必要性が正しく理解されていない」との回答が最も多く（35市町村、58.3%）、次いで「ヤングケアラーの概念の周知は進んだが、事例に乏しく「ヤングケアラー」だと気が付くためのノウハウがない」（29市町村、48.3%）が多くなっている。

図表－6 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握する上での課題
 <地域や関係機関による気づき> (主なものを3つ選択) (n=60)



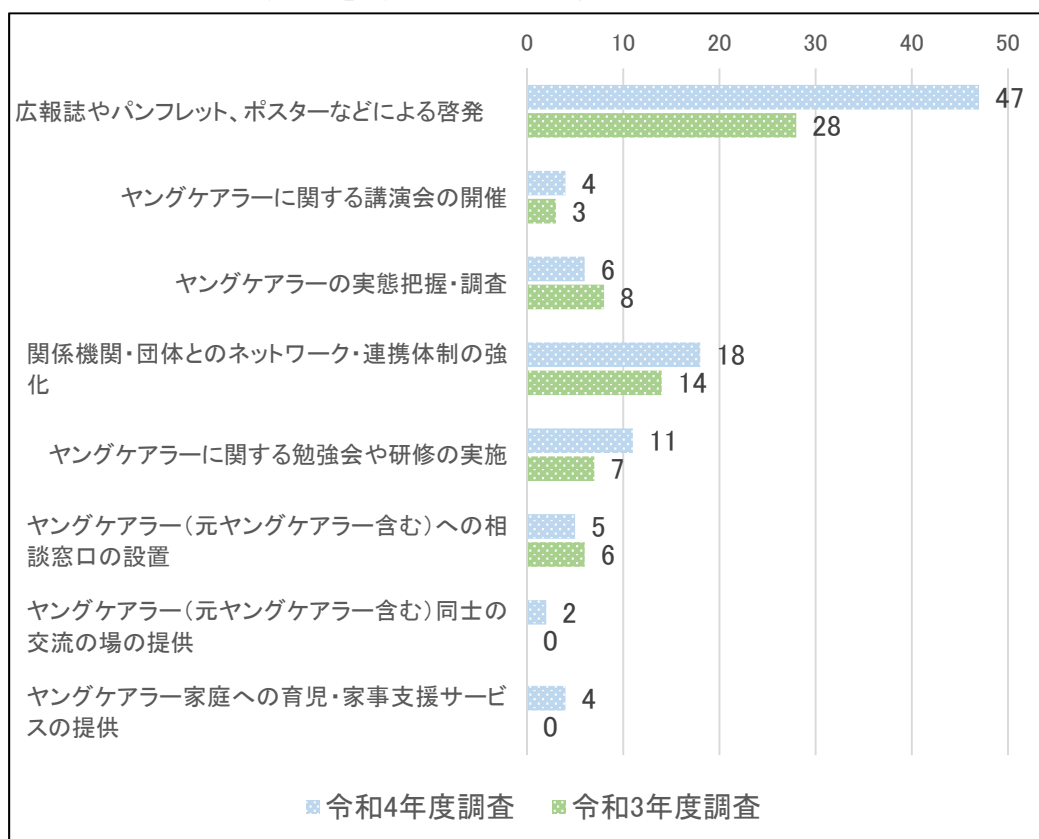
(3) ヤングケアラーに関する支援や啓発などの取組みについて

① ヤングケアラーに対する事業

ヤングケアラーに対する事業についてきいたところ、「広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が47市町村（78.3%）と他に比べて多く、次いで「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」（18市町村、30.0%）などとなっている。

図表ー7 ヤングケアラーに対する取組みの実施内容（複数回答）（n=60）

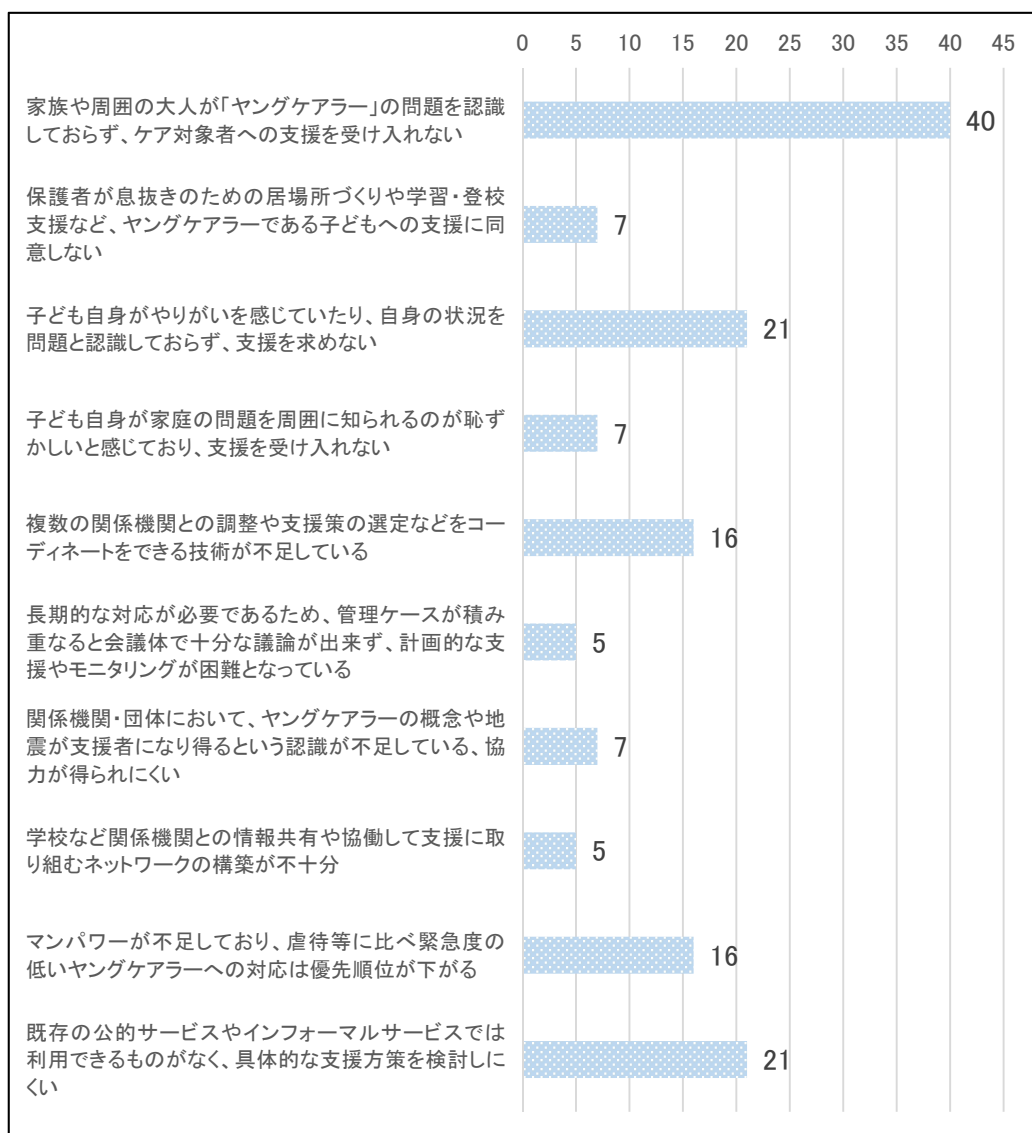
※取組中のものに加え、取組を予定しているものも含む



② ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の困難

ヤングケアラーやその家族への支援策の検討や実際に支援を行う上で、困難だと感じる点についてきいたところ、「家族や周囲の大人が「ヤングケアラー」の問題を認識しておらず、ケア対象者への支援を受け入れない」が（40市町村、66.6%）と最も多く、次いで「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」、「既存の公的サービスがインフォーマルサービスでは利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい」が（21市町村、35.0%）などとなっている。

図表－8 ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の困難
 (主なものを3つ選択) (n=60)



③自治体で工夫していること

- ・ヤングケアラー相談窓口運営の委託団体と定期的に協議の場をもち、現状や課題の把握及び対応策の検討を行っている
- ・R4年度中に市民向け講演会を実施し、ヤングケアラーの認知度向上に取り組む
- ・各関係機関（学校含む）とヤングケアラーに関する意見交換を実施し、共通理解を持った上で、連携体制を構築する取り組みを進めている
- ・厚生労働省が発行するチラシ・ポスターの関係機関への配布・周知
- ・要保護児童対策地域協議会代表者会議での講師招待による研修
- ・ヤングケアラーに関する研修等の参加による市児童福祉従事者の理解の促進

- ・関係機関の情報共有を密にし、当該世帯の動向を注視している
- ・可能な限り個別ケース会議を開催し、情報を共有し、各関係機関で意識を共有し、役割を確認するようにしている
- ・児童の所属機関や関係機関との情報共有による早期把握、保護者との定期的な面談等による既存の公的サービスの利用案内、児童への居場所などの社会資源の紹介
- ・ヤングケアラー世帯に対するヘルパー派遣事業（子育て世帯訪問支援臨時特例事業の活用）を令和4年度から開始。しかし、安全面等を考慮すると保護者在宅時の利用しきれないサービスとなっている
- ・学校教育課及び学校、保育園と協力し、ヤングケアラーの認識を統一し、情報提供してもらう体制づくりを行っている
- ・関係機関との連携
- ・家庭児童相談員が担当している世帯の場合、本人及び保護者へと寄り添いつつ、世帯状況を確認していく中で、該当するヤングケアラーの課題が表出した際、家族の現状認識を前提とし、徐々に支援策へと結びつける寄り添いを行っている
- ・明確な課題とSOSが出た場合には、各関係機関へと情報提供を行いつつ、互いにサポートできる方策を仕分けし、世帯へと多面的な支援をできるよう取り組んでいる
- ・ファミリーサポートは支援者の自宅に子どもを預かるサービスなので、民間で自宅に訪問して育児支援をしてくれるサービスの紹介をしたことはある
- ・小中学校専門の子ども家庭支援員を配置し、学校との情報共有を定期的に行っている
- ・よりその子どもに近い関係の大人（学校教員等）に子どもの話を聞いてもらいヤングケアラーの認識をもてるよう話をしている
- ・ヤングケアラーについては、要保護児童対策地域協議会において周知を重ねていることでもあり、学校や保育園等には概念自体は浸透してきていると思われます。しかし、子どもを取り巻く現場では、人的な不足により対応が遅れていることが事実であるため、虐待予防の中核を担う要対協事務局により指揮、指導を行っています。また、教育委員会の指導主事による学校への問題提起や助言・指導をすることによりできる限り早期に対応できるような対応力を身につけている
- ・学校や保育所との連携を密に行っている

④ヤングケアラー本人やその家族を支援するにあたり、あれば有効だと思われるサービス（公的・インフォーマルを問わず）

- ・訪問介護や訪問看護等のサービス
- ・家庭児童相談係は、ヤングケアラーの認識がなく、支援の協力が得られない家庭に対して、定期的な訪問をする事でヤングケアラーの意識づけを繰り返し行っている。また、関係機関とも情報を共有し、所属機関に児の登校状況が安定するように

休んだ際の家庭訪問を継続して実施してもらう

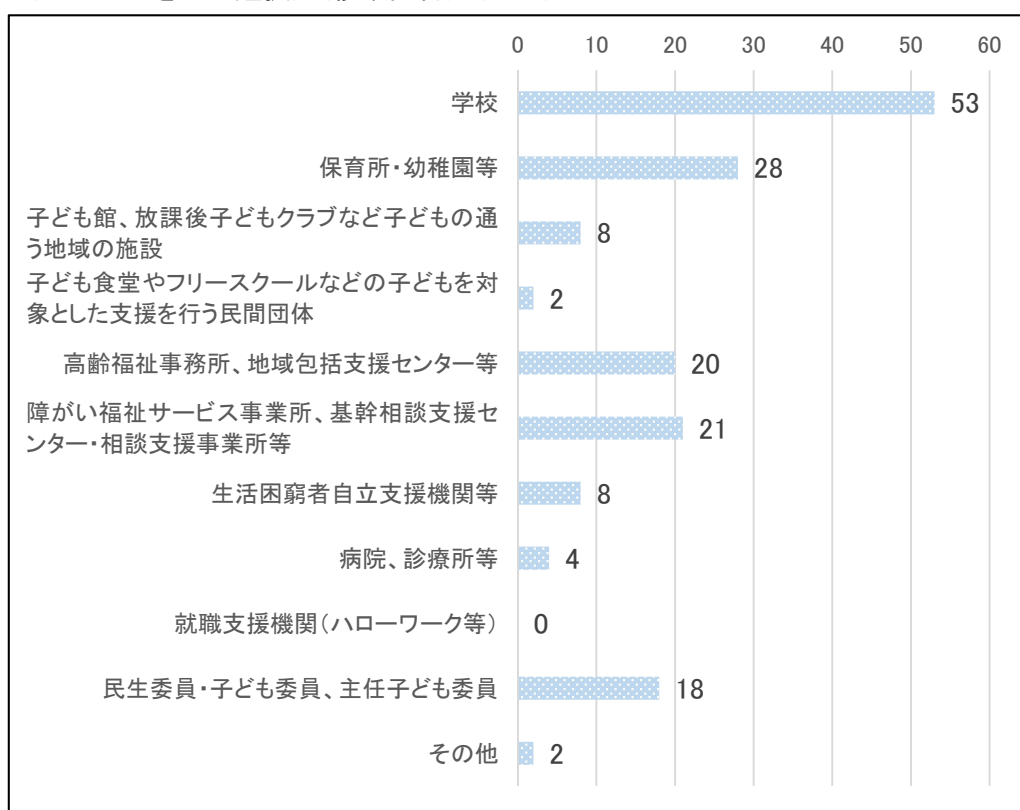
- ・定期的な訪問による家事・育児・介護・通院・学習・就労等々の支援
- ・公的な家事支援サービスまたは委託業者にしても公的に補助を行い、利用しやすいようにしていく
- ・保護者不在時に利用できるヘルパーや子育て支援員の派遣
- ・産後のホームヘルプサービス
- ・介護や障害のサービスの利用拡大や費用の軽減
- ・子どもを預かってくれるサービス
- ・訪問して育児を支援するサービス
- ・夜間帯の家事支援サービス
- ・家事支援

(4) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、関係機関に期待すること

① 今後連携を深めていく必要があると考えている機関・団体

ヤングケアラーと思われる子どもを把握、支援するにあたり、今後、連携を深めていく必要があると考えている機関・団体についてきいたところ、「学校」が（53市町村、88.3%）と最も多く、次いで「保育所・幼稚園等」が（28市町村、46.6%）などとなっている。「その他」2件については、若者総合相談センター、教育委員会（SSW）があげられた。

図表－9 今後連携を深めていく必要があると考えている機関・団体
（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）

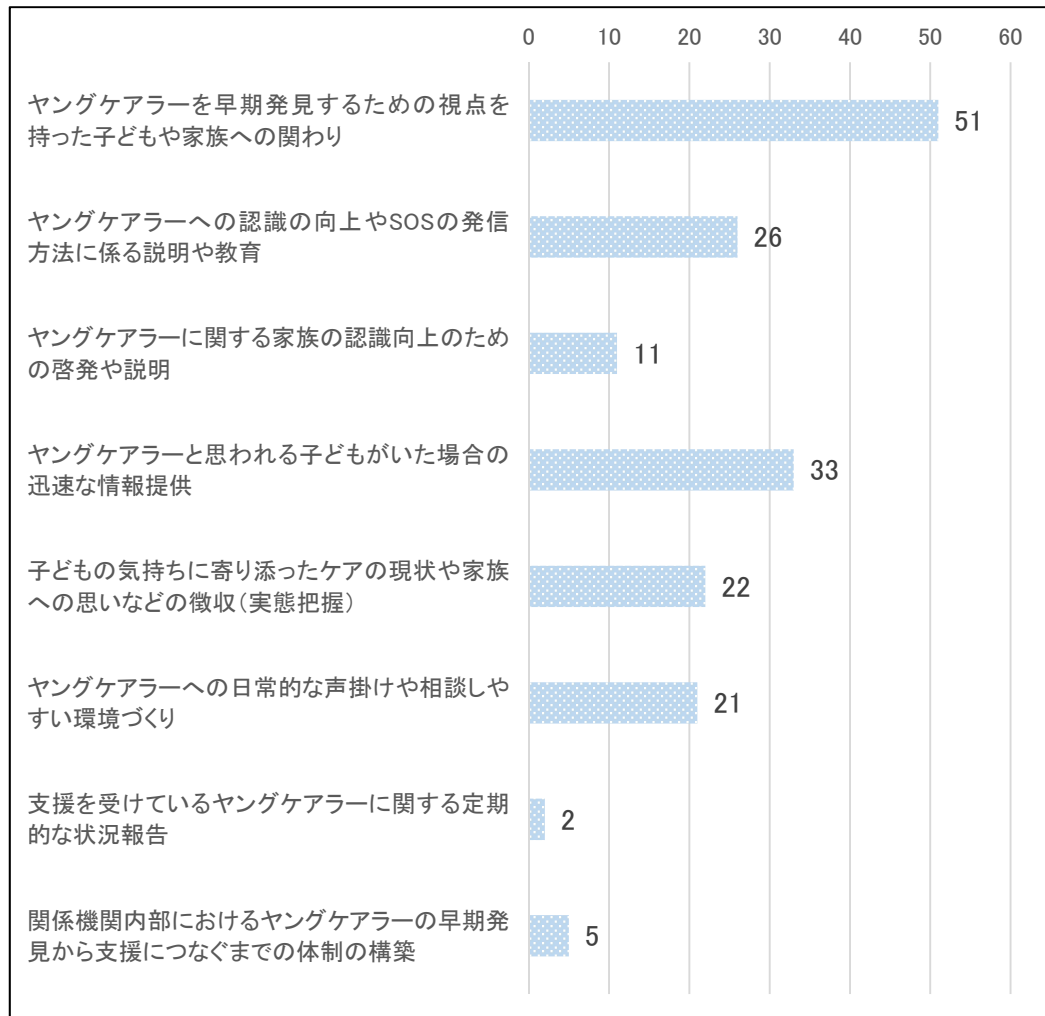


その他：若者総合相談センター、教育委員会（SSW）

② 学校に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、学校に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持った子どもや家族への関わり」が（51市町村、85.0%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の迅速な情報提供」が（33市町村、55.0%）などとなっている。

図表-10 学校に期待すること（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、学校などとの間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

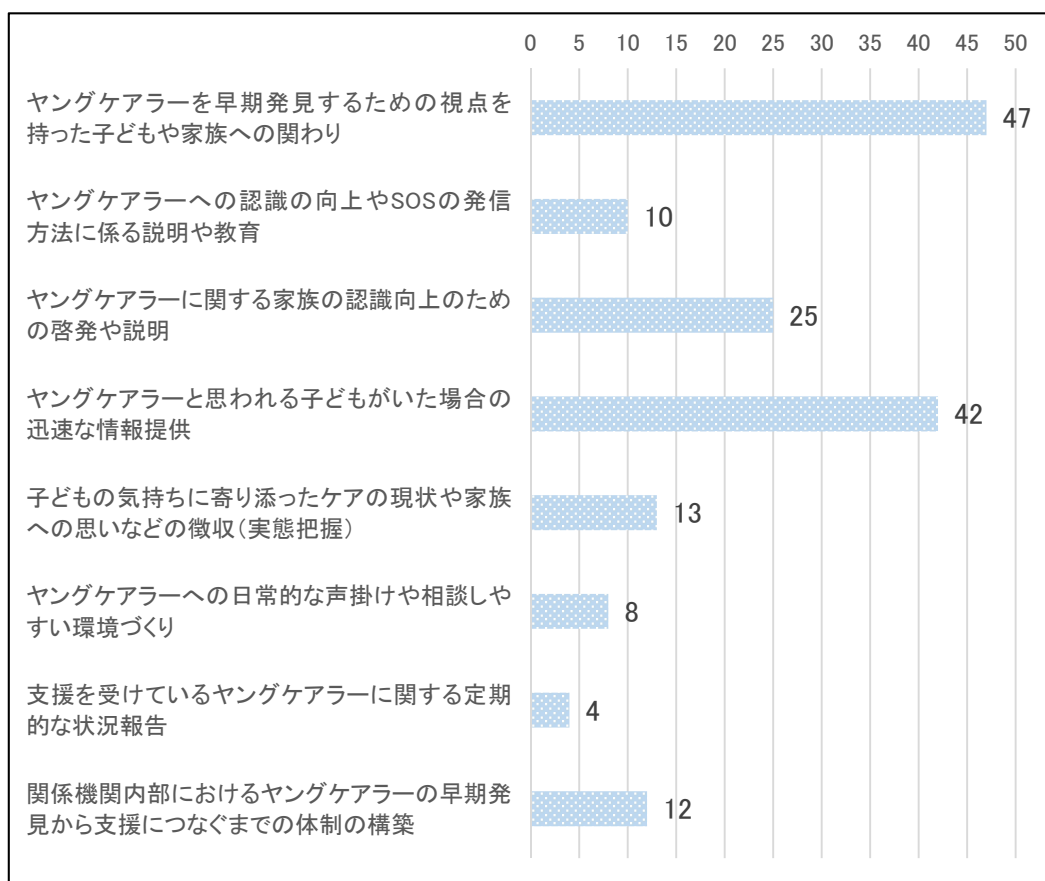
- ・ 要対協の要支援児童の進行管理で学校等を月1回訪問し、支援の必要な子どもの情報を把握している
- ・ 毎月学校訪問し気になるお子さんや家庭についての聞き取りや助言を行っている
- ・ 子育て世帯へのリーフレット等の配布をしている
- ・ 当町は、こども未来課が教育委員会に所属しており、学校現場とのパイプ役となる指導主事やスクールソーシャルワーカーとの連携が常にとれる状況である。また、毎月開催される校長会において子どもの最新の状況が把握でき、早期対応しやすい環境下にあるといえる。さらに、子育て支援の全域を担う子育て世代包括支援センター内に要対協事務局があるため、子どもの情報が一元化されている

- ・月に1回開催の要対協、また、同じく月1回の町庁内のネットワーク会議にて、各部署、情報提供を行い、課題の把握と支援方針の決定を行っている

③ 高齢福祉サービス事業者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、高齢福祉サービス事業者等に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持った子どもや家族への関わり」が（47市町村、78.3%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の迅速な情報提供」が（42市町村、21.6%）などとなっている。

図表－11 高齢福祉サービス事業者等に期待すること
（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、高齢福祉サービス事業者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

- ・保護者が若年で脳卒中となったケースは、包括支援センターと情報共有を行った
- ・高齢者支援を担う地域包括支援センターは町が直営しているため、庁舎内の情報共有

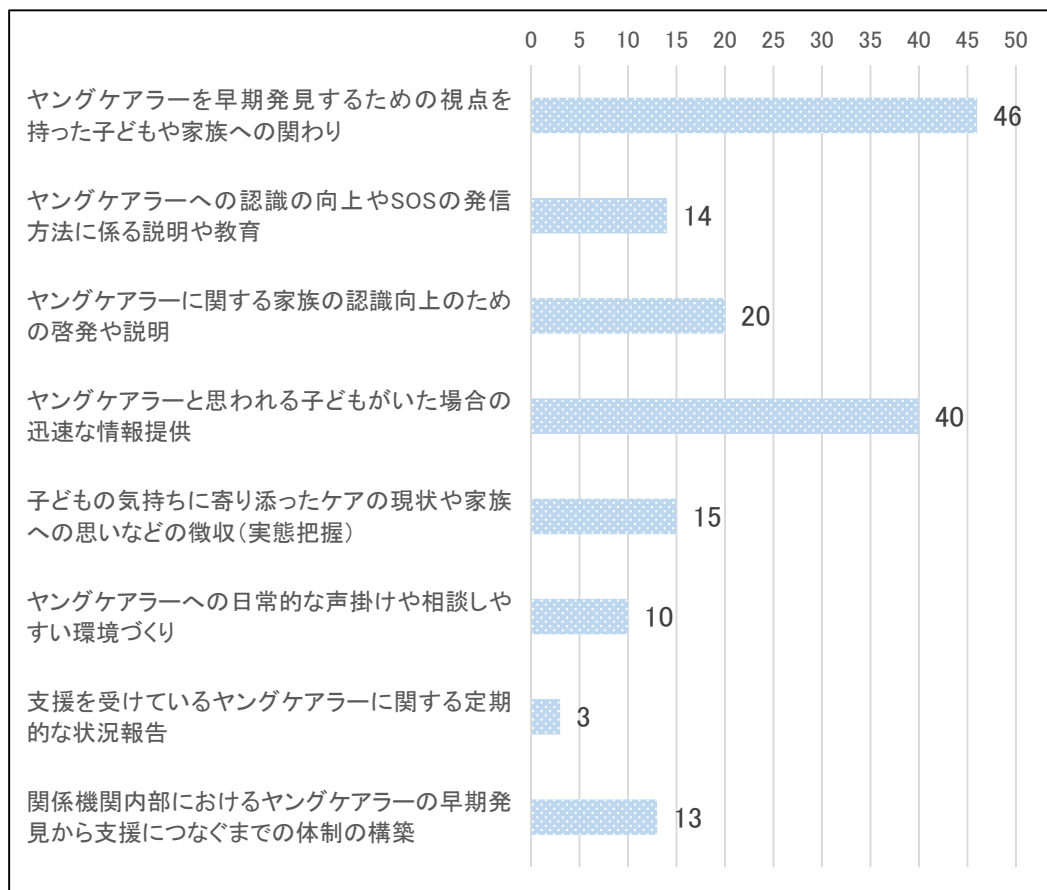
や連携がとりやすい環境であると言える

- ・月に1回開催の町庁内のネットワーク会議にて、各部署情報共有を行い、課題の把握と、支援方針の決定を行っている

④ 障がい福祉サービス事業者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、障がい福祉サービス事業者等に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持った子どもや家族への関わり」が（46市町村、76.6%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の迅速な情報提供」が（40市町村、66.6%）などとなっている。

図表-12 障がい福祉サービス事業者等に期待すること
（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



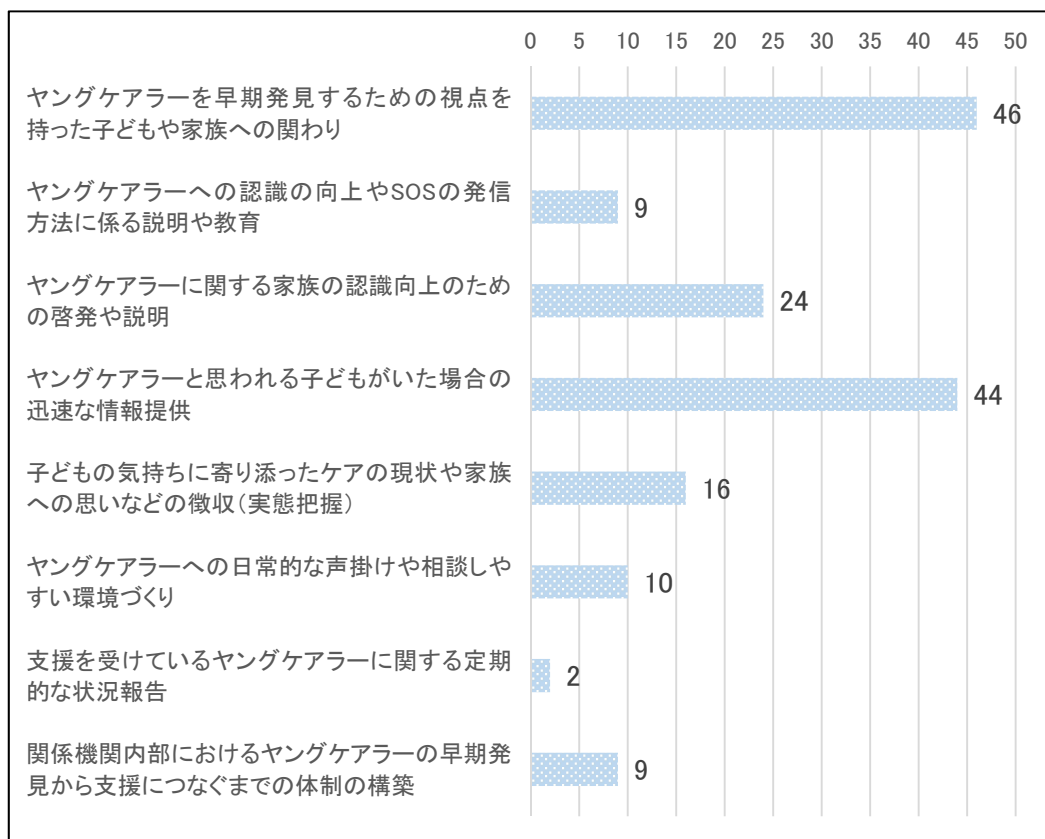
上記の内容に関して、障がい福祉サービス事業者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

- ・ヤングケアラーと思わしき児童が利用している場合、当該施設と連携し、当該世帯の動向を注視している
- ・要対協事務局は、町内の相談支援事業所と密に連携が取れている。特に最近では子どもの障害や障害のある保護者の子どもについての相談が増えており、家庭の状況が全体的に把握できるようになっている。ヤングケアラーの視点を持ちながらのケース会議を行うこともある
- ・月に1回開催の荻田町庁内のネットワーク会議にて、各部署情報共有を行い、課題の把握と、支援方針を行っている

⑤ 医療関係者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、医療関係者等に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持った子どもや家族への関わり」が（46市町村、76.6%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の迅速な情報提供」が（44市町村、73.3%）などとなっている。

図表-13 医療関係者等に期待すること（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、医療関係者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

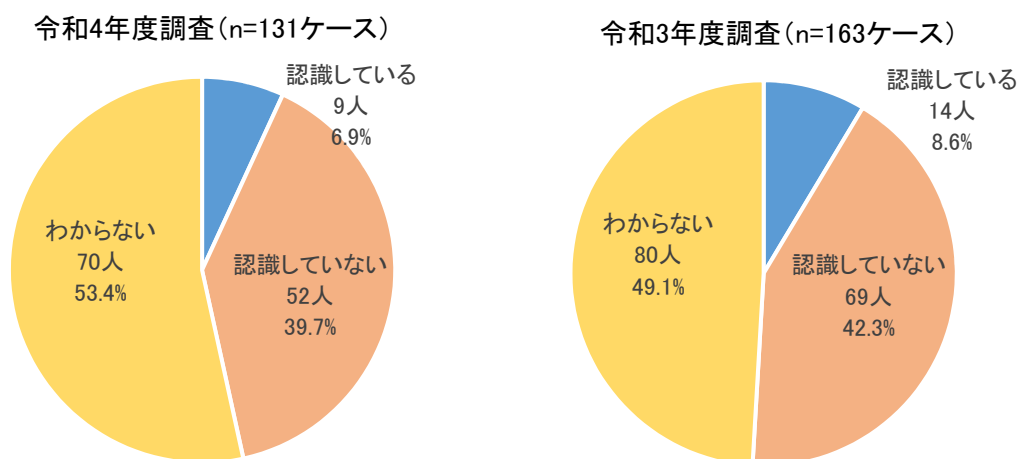
- ・各部署、情報を得た際に、迅速に情報共有を行い、必要な関係機関、部署に繋げる体制をつくっている。また、月に1回の庁内のネットワーク会議で、課題の把握と支援方針の決定を行っている。

2 「要保護児童対策地域協議会等におけるヤングケアラーの実態調査」の調査結果について

(1) 子ども自身のヤングケアラーの認識の有無

子ども自身のヤングケアラーの認識の有無については、「子ども自身が「ヤングケアラー」と認識している」が6.9%、「子ども自身が「ヤングケアラー」と認識していない」が39.7%となっている。学年別にみると、「子ども自身が「ヤングケアラー」と認識している」のは、小学生では5.6%であるのに対し、中学生6.5%、高校生16.7%、所属無し0%と、徐々に認識している割合が高くなっている。

図表-14 子ども自身のヤングケアラーの認識の有無



図表-15 学年別子ども自身のヤングケアラーの認識の有無 (単位：%)

		認識している	認識していない	その他 わからない・ その他
全体(n=131 ケース)		6.9	39.7	53.4
学 年	小学生(n=54)	5.6	48.1	46.3
	中学生(n=62)	6.5	29.0	64.5
	高校生(n=12)	16.7	58.3	25.0
	所属なし(15~17歳)(n=3)	0.0	33.3	66.7

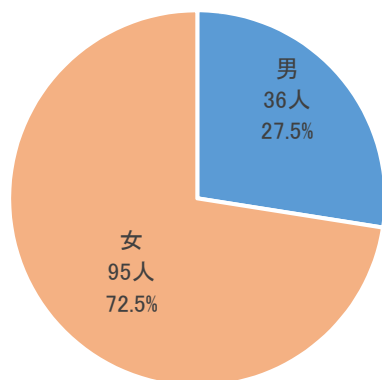
(2) ヤングケアラーの状況

① 属性

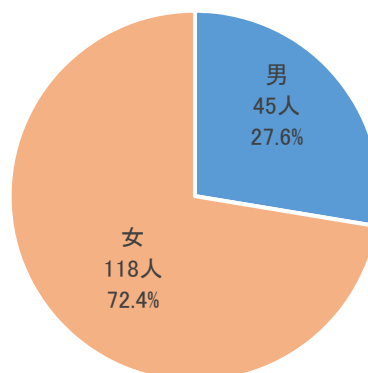
性別については、男性が27.5%、女性が72.5%となっている。学年では中学生が46.0%と最も高く、次いで小学生(42.3%)、高校生(6.8%)となっている。世帯構成については、ひとり親家庭が47.2%と最も多く、次いで夫婦・パートナーと子どもにより構成される家庭(43.0%)となっている。生活保護の受給の有無については、28.2%が受給世帯であった。きょうだいの有無については、大半が「きょうだいがいる」としており、きょうだいの人数の平均は4.3人(自身を含む)となっている。

図表-16 性別

令和4年度調査(n=131ケース)

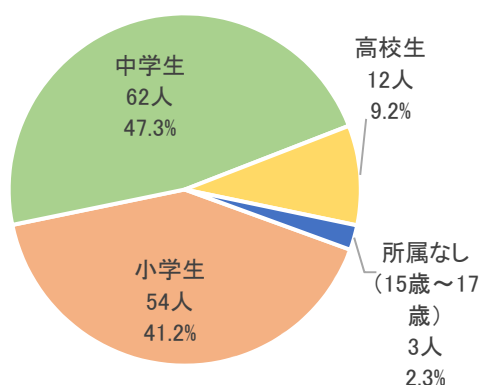


令和3年度調査(n=163ケース)

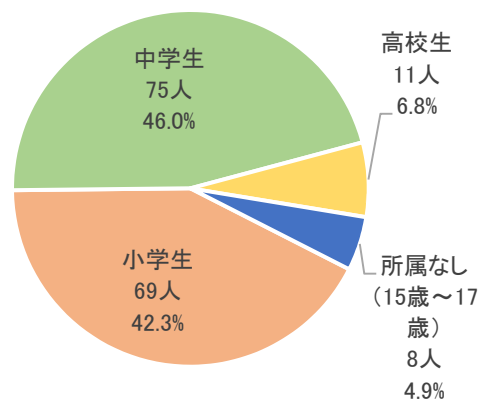


図表-17 学年

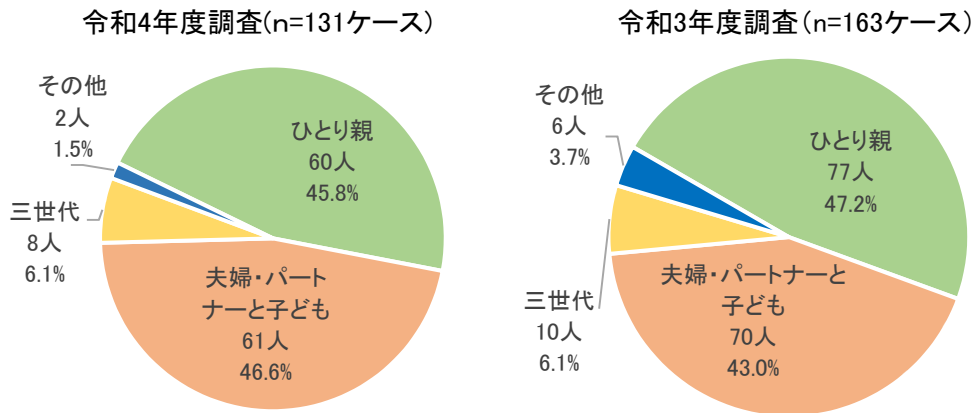
令和4年度調査(n=131ケース)



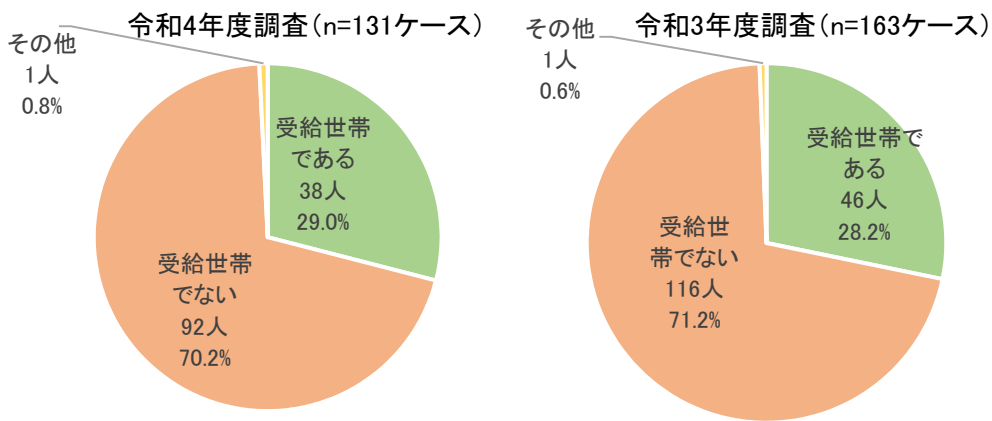
令和3年度調査(n=163ケース)



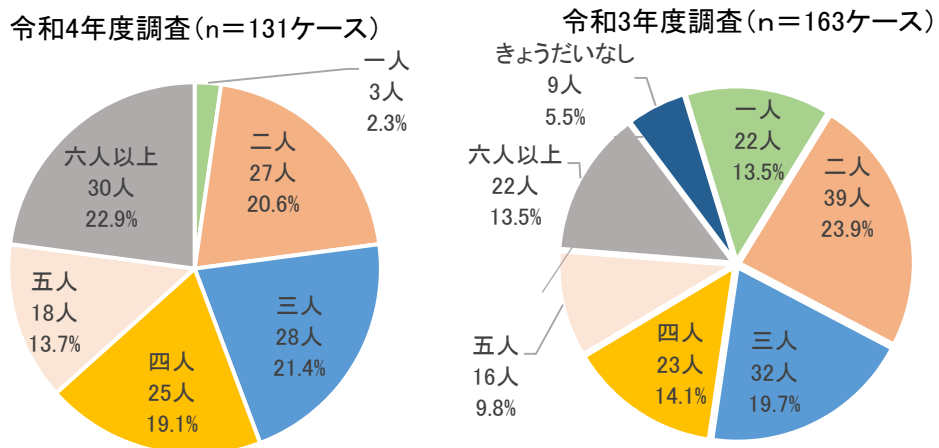
図表-18 家族構成



図表-19 生活保護受給の有無



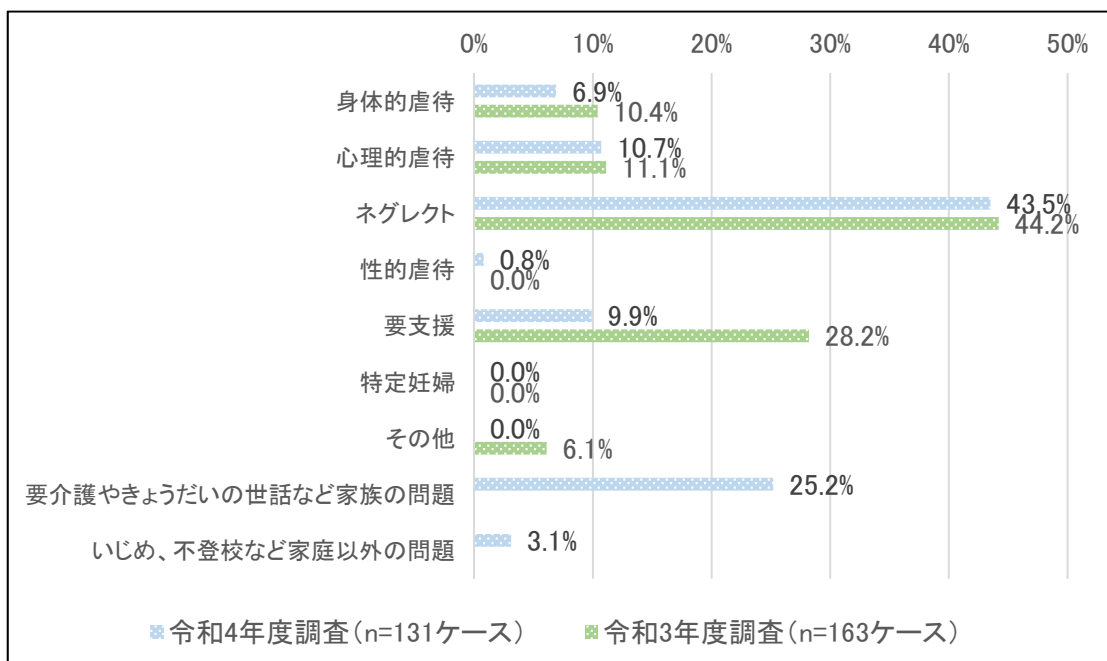
図表-20 きょうだいの有無



② 相談種別

要対協における相談種別としては、「ネグレクト」が43.5%と最も高く、次いで「要介護やきょうだいの世話など家族の問題」(23.7%)、「心理的虐待」(10.7%)、「身体的虐待」(10.4%)と続いた。今回調査から、「その他」を廃止し、「要介護やきょうだいの世話など家族の問題」、「いじめ、不登校など家庭以外の問題」を新設している。

図表-21 相談種別



その他の主な内容: 保護者の精神疾患、不登校

図表-22 学年別相談の種別

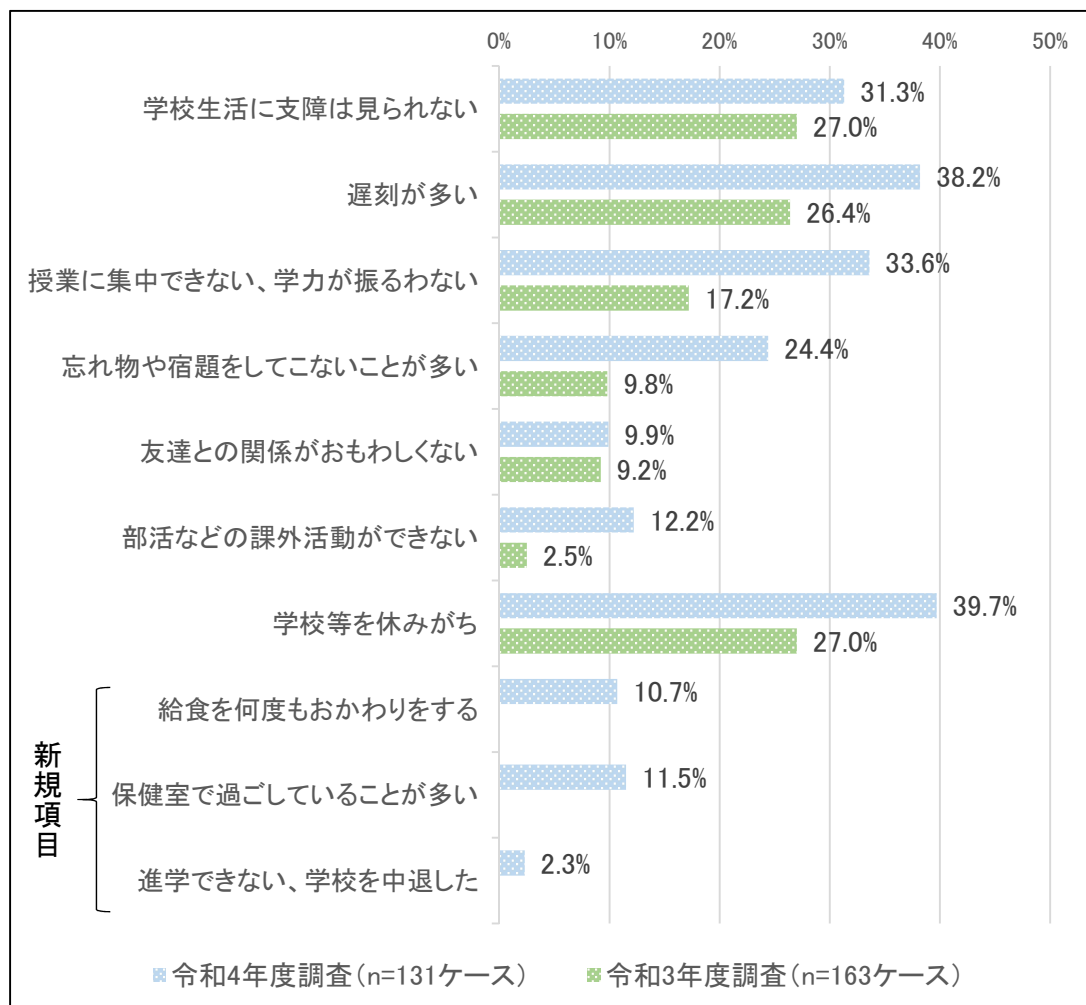
(単位: %)

		身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	要支援	特定妊婦	家族の問題	要介護やきょうだいの世話など	いじめ、不登校
全体 (n=131ケース)		6.9	10.7	43.5	0.8	9.9	0	25.2	3.1	
学年	小学生 (n=54)	7.4	13.0	50.0	0	7.4	0	20.4	1.9	
	中学生 (n=62)	8.1	9.7	38.7	1.6	11.3	0	25.8	4.8	
	高校生 (n=12)	0	8.3	50.0	0	16.7	0	25.0	0	
	所属なし (15~17歳) (n=3)	0	0	0	0	0	0	100.0	0	

③ 学校生活への影響

131 ケース中「学校等を休みがち」の 39.7%が最も高く、次いで「遅刻が多い」が 38.2%となっている。学年別にみると、中学生では「学校等にもあまり行けていない（休みがちなど）」(54.8%) が、高校では「学校生活に支障は見られない」(58.3%) が他の学年に比べて高くなっている。

図表-23 学校生活への影響（複数回答）



図表-24 学年別ヤングケアラーの学校生活への影響（複数回答）

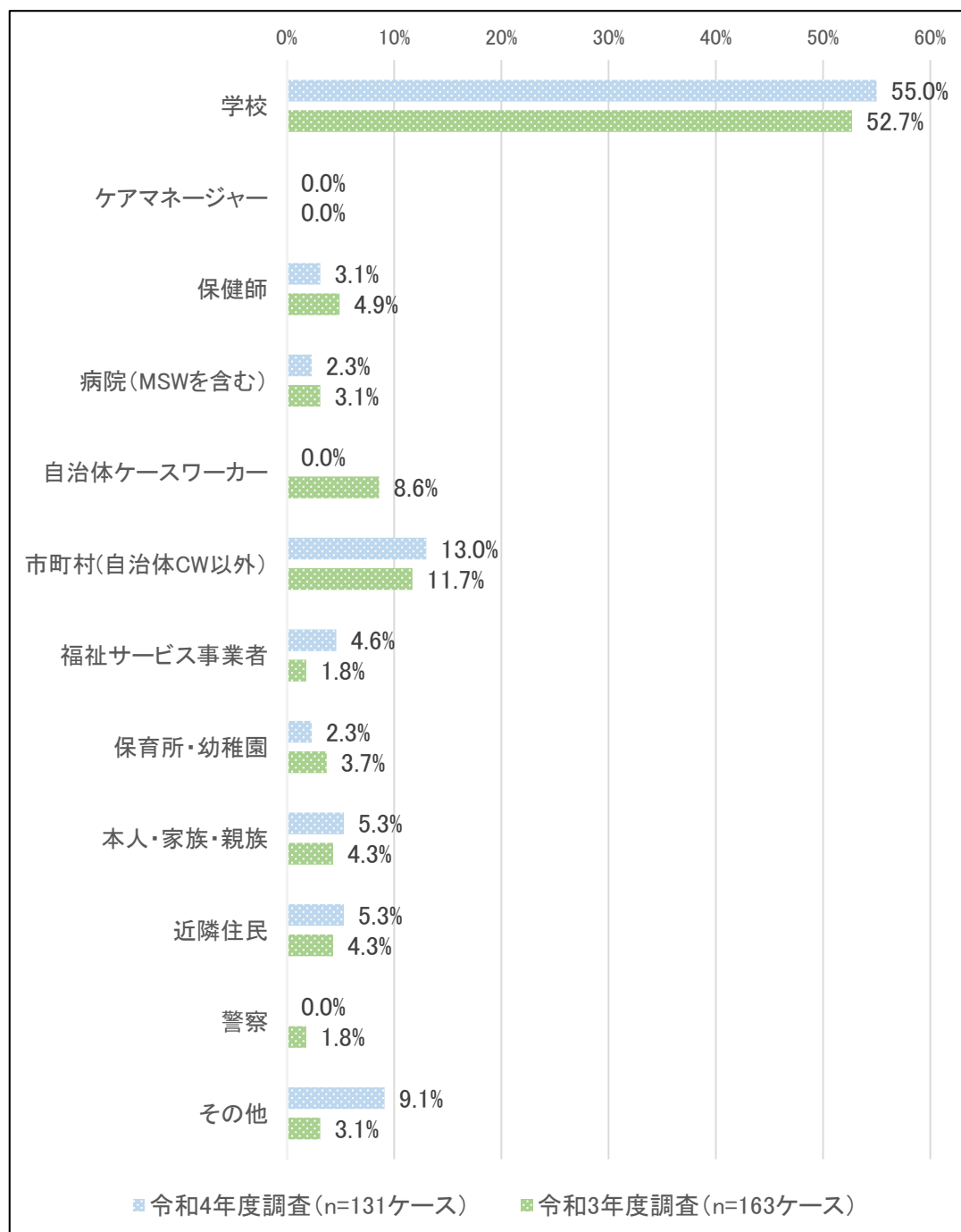
（単位：％）

		学校生活に支障は見られない	遅刻が多い	授業に集中できない、 学力が振るわない	忘れ物や宿題をしてこない ことが多い	友達との関係がおもしろくない	部活などの課外活動ができない	学校等を休みがち	過食、あるいは食事を用意するなどの 傾向がある	保健室で過ごしていることが多い	進学できない、学校を中退した
全体(n=131ケース)		31.3	38.2	33.6	24.4	9.9	12.2	39.7	10.7	11.5	2.3
学年	小学生(n=54)	33.3	42.6	31.5	25.9	7.4	3.7	29.6	16.7	11.1	0.0
	中学生(n=62)	24.2	38.7	38.7	21.0	12.9	16.1	54.8	8.1	12.9	1.6
	高校生(n=12)	58.3	16.7	16.7	33.3	8.3	25.0	8.3	0	8.3	0.0
	所属なし(15~17歳) (n=3)	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0	0	66.7

(3) 把握に至った経緯

発見者は、「学校」が 55.0%と最も高く、次いで「市町村(自治体CW除く)」(13.0%)となっている。学年別にみると、全ての学年で「学校」の割合が高くなっている。

図表-25 把握に至った経緯（発見者）



その他の内容: 他市町村からのケース移管等

図表-26 学年別把握に至った経緯・理由（発見者）

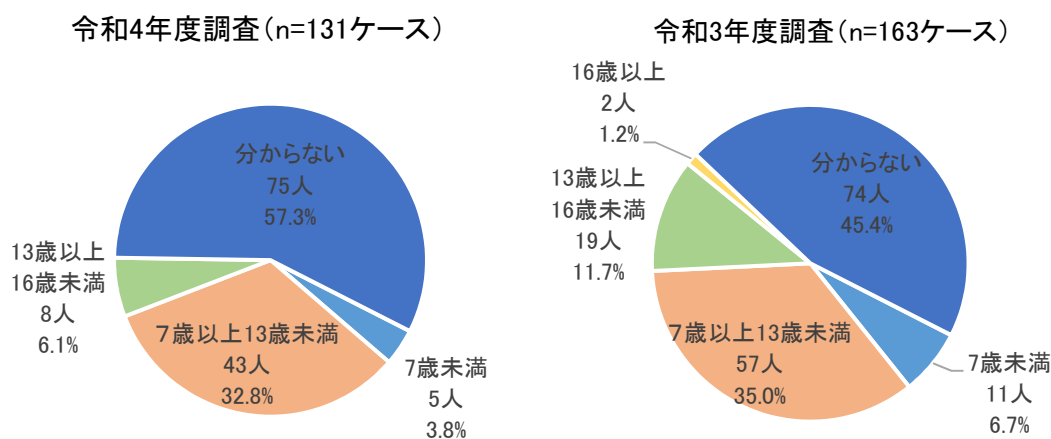
（単位：％）

		学校	ケアマネジャー	保健師	病院（MSW含む）	自治体のCW	市町村（自治体CW以外）	福祉サービス事業者	保育所・幼稚園	本人・家族・親族	近隣住民	警察	その他
全体（n=131ケース）		55.0	0	3.1	2.3	0	13.0	4.6	2.3	5.3	5.3	0	9.2
学年	小学生（n=54）	46.3	0	1.9	3.7	0	16.7	7.4	1.9	7.4	7.4	0	7.4
	中学生（n=62）	67.7	0	1.6	0.0	0	9.7	3.2	3.2	1.6	4.8	0	8.1
	高校生（n=12）	33.3	0	16.7	8.3	0	16.7	0	0	16.7	0	0	8.3
	所属なし（15～17歳）（n=3）	33.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66.7

（4）ケアの開始時期

ケアの開始時期（年齢区分）については、「わからない」が57.3%で最も多く、次いで7歳以上13歳未満の32.8%、13歳以上16歳未満の6.1%となった。

図表-27 ケアの開始時期



図表-28 学年別ケアの開始学年

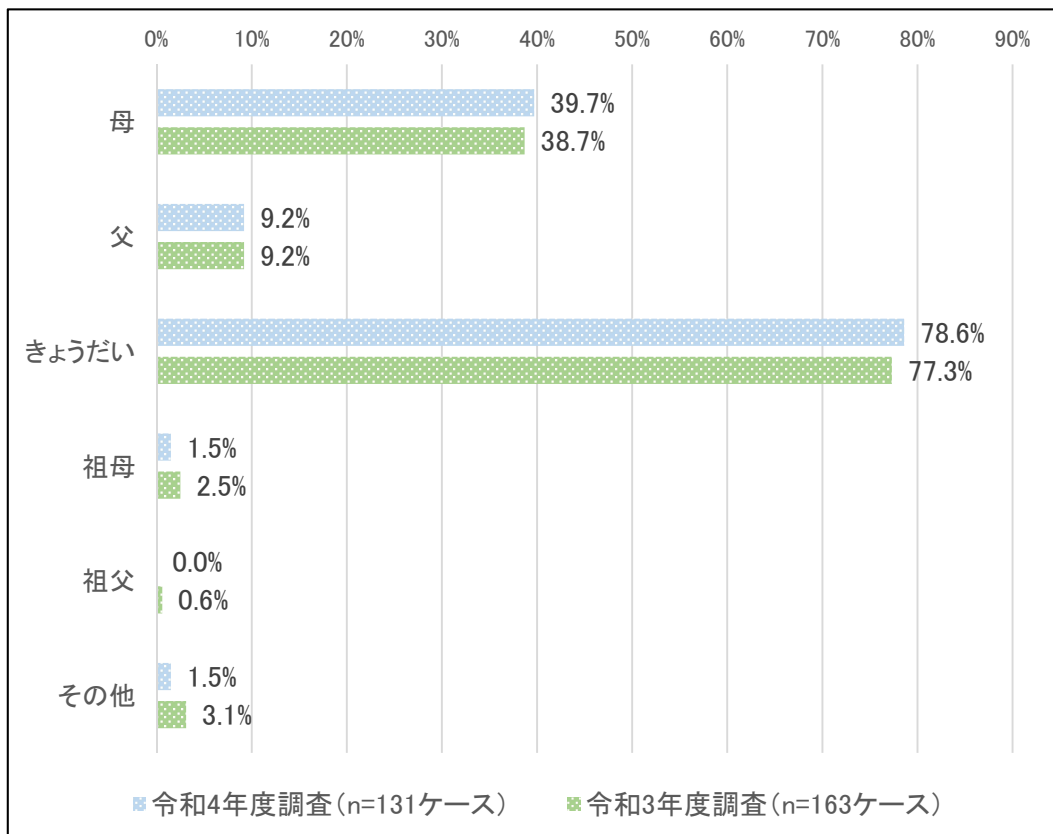
(単位：%)

		7 歳 未 満	13 歳 未 満	7 歳 以 上	16 歳 未 満	13 歳 以 上	16 歳 以 上	わ か ら な い
全体 (n=131 ケース)		3.8	32.8	6.1	0	0	57.3	
学 年	小学生 (n=54)	7.4	35.2	0	0	0	57.4	
	中学生 (n=62)	1.6	37.1	6.5	0	0	54.8	
	高校生 (n=12)	0	8.3	16.7	0	0	75.0	
	所属なし (15~17 歳) (n=3)	0	0	66.7	0	0	33.3	

(5) 子どもがケアを行っている状況

ケアを行っている対象者については、「きょうだい」が 77.9%と最も高く、次いで「母親」(39.7%)となっている。

図表-29 ケアを行っている対象者 (複数回答)



その他の主な内容：甥、姪

図表－30 学年別ケアを行っている対象者（複数回答）（単位：％）

	母親	父親	きょうだい	祖母	祖父	その他
全体(n=131 ケース)	39.7	9.2	78.6	1.5	0	1.5
小学生(n=54)	38.9	5.6	77.8	0	0	3.7
中学生(n=62)	40.3	12.9	82.3	3.2	0	0
高校生(n=12)	41.7	0	75.0	0	0	0
所属なし(15～17歳)(n=3)	33.3	33.3	33.3	0	0	0

図表－31 学年別ケアの内容（複数回答）

	食事の世話	家事	身の回りの世話	トイレや入浴の介助	感情面のケア	通院の付き添い	通訳	金銭管理	その他
全体(n=131)	46.6	67.2	72.5	22.1	21.4	12.2	1.5	1.5	16.0
小学生(n=54)	48.1	61.1	72.2	27.8	20.4	9.3	1.9	0	18.5
中学生(n=62)	41.9	69.4	71.0	14.5	22.6	12.9	1.6	1.6	14.5
高校生(n=12)	58.3	83.3	75.0	25.0	25.0	16.7	0	8.3	16.7
所属なし(15～17歳)(n=3)	66.7	100.0	100.0	66.7	0	33.3	0	0	0

ケアを行っている対象別に要介護・障がい等の有無をみると、母親では「精神障がい」(63.5%)が半数以上を占め、父親でも「精神障害」(33.3%)の割合が他に比べて高くなっている。また、きょうだいでは「幼い」(68.0%)が半数以上を占めている。

また、ケアを行っている対象者別のケアの内容をみると、母親では「家事(82.7%)」、「感情面のケア」(36.5%)が高くなっている。父親も母親と同様に「家事」(91.7%)が高くなっている。きょうだいでは、「身の回りの世話」(82.5%)、「家事」(55.3%)、「食事の世話」(47.6%)が高い。

図表-32 ケアを行っている対象者別要介護・障がい等の有無（複数回答）（単位：％）

	要支援・要介護	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	依存症	幼い	その他	要介護・障がい等なし
全体(n=171)	3.5	10.5	5.8	23.4	17.5	4.1	42.1	6.4	15.2
母(n=52)	5.8	11.5	5.8	63.5	0	9.6	1.9	11.5	13.5
父(n=12)	0	16.7	0	33.3	8.3	0	8.3	25.0	33.3
きょうだい(n=103)	1.0	9.7	6.8	2.9	27.2	1.9	68.0	1.9	13.6
祖母(n=2)	50.0	0	0	0	0	0	0	0	50.0
祖父(n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(n=2)	50.0	0	0	0	50.0	0	0	0	0

図表-33 ケアを行っている対象者別 ケアの内容（複数回答）（単位：％）

	食事の世話	家事	身の回りの世話	トイレや入浴の介助	感情面のケア	通院の付き添い	通訳	金銭管理	その他
全体(n=171)	40.4	66.1	56.7	17.0	17.5	9.4	1.2	1.2	13.5
母(n=52)	25.0	82.7	19.2	7.7	36.5	17.3	3.8	1.9	13.5
父(n=12)	50.0	91.7	16.7	16.7	16.7	8.3	0	0	0
きょうだい(n=103)	47.6	55.3	82.5	22.3	7.8	5.8	0	1.0	13.6
祖母(n=2)	50.0	100.0	0	0	50.0	0	0	0	0
祖父(n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(n=2)	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0

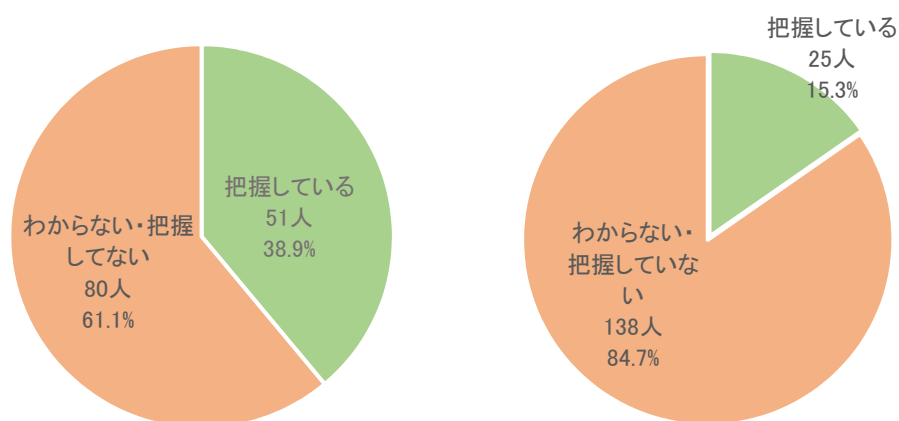
(6) ケアに費やす時間

1日のうちケアに費やす時間については、「把握している」が38.9%、「わからない・把握していない」が61.1%であった。把握している中では、ケアに費やしている時間は1日平均3.4時間、夜間のケアは平均1.3時間となっている。

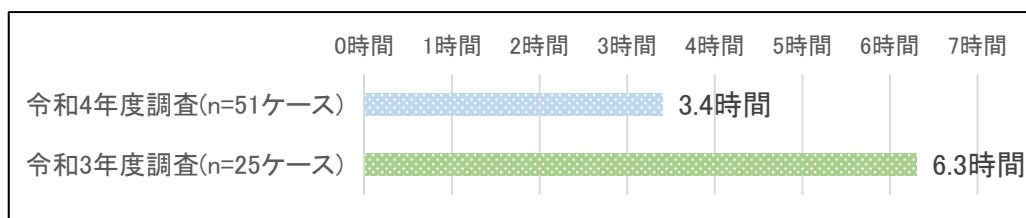
図表-34 1日のうちケアに費やす時間の把握状況

令和4年度調査 (n=131ケース)

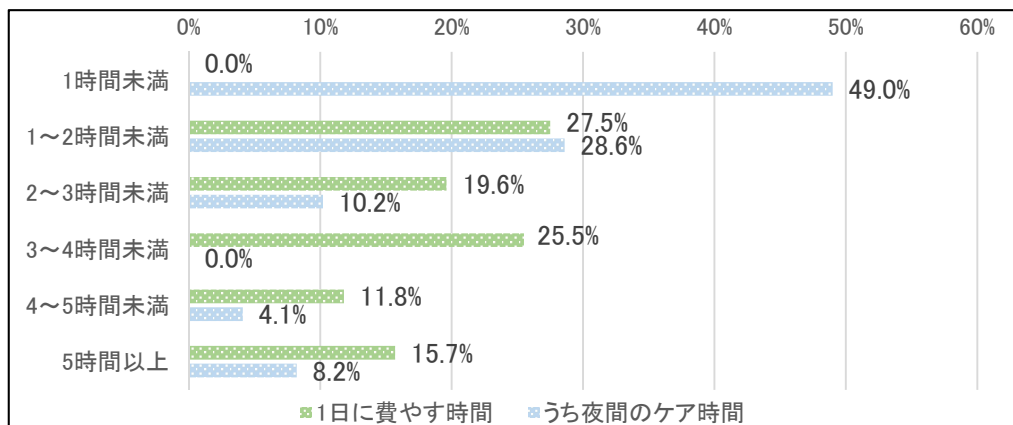
令和3年度調査 (n=163ケース)



図表-35 ケアに費やす時間の平均



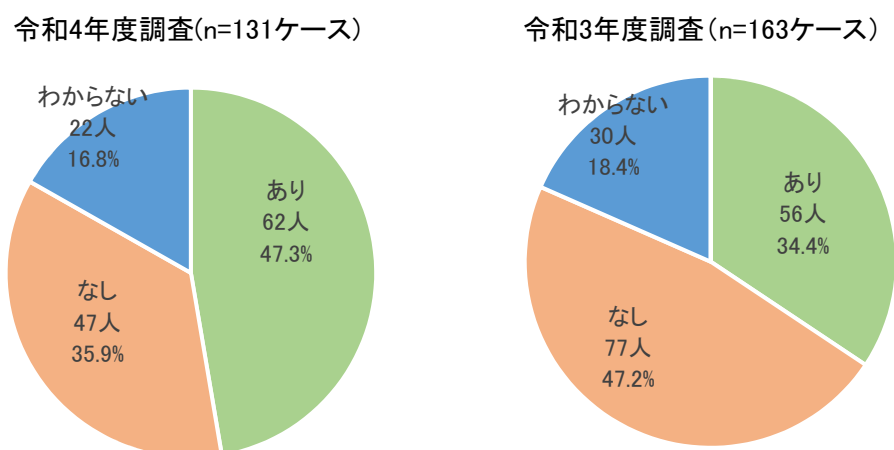
図表-36 ケアに費やす時間 【1日 (n=51) 夜間 (n=49)】



(7) 子どもが家庭で行っているケアを支援する人の有無

子どもが家庭で行っているケアを支援する人の有無については、「あり」が34.4%、「なし」が47.2%となっている。ケアを支援する人が「あり」と答えた中では、半数以上が父母や祖父母、きょうだいなど身近な家族があがっており、なかでも祖父母の割合が高くなっている。

図表-37 子どもが家庭で行っているケアを支援する人の有無 (n=131)

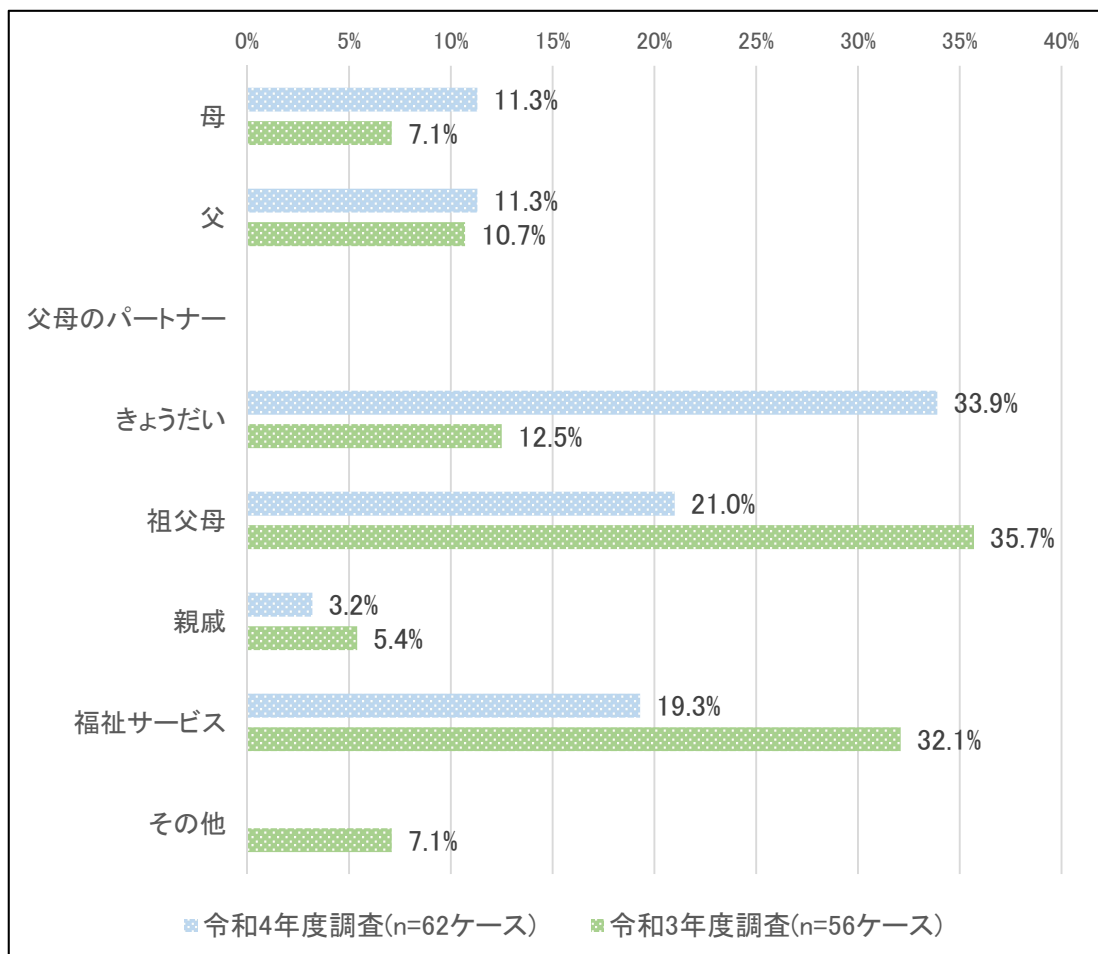


図表-38 学年別子どもが家庭で行っているケアを支援する人の有無

(単位：%)

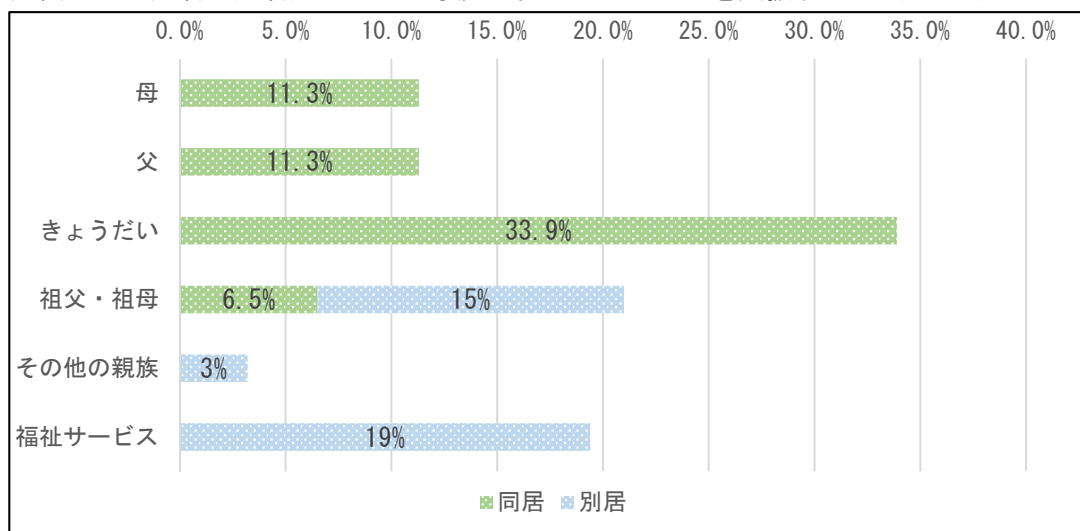
		あり	なし	不明
全体 (n=131 ケース)		47.3	35.9	16.8
学 年	小学生 (n=54)	44.4	42.6	13.0
	中学生 (n=62)	48.4	32.3	19.4
	高校生 (n=12)	50.0	33.3	16.7
	所属なし (15~17 歳) (n=3)	66.7	0	33.3

図表-39 子どもが家庭で行っているケアを支援する人（複数回答）



その他の主な内容: 父母や祖父母の知人

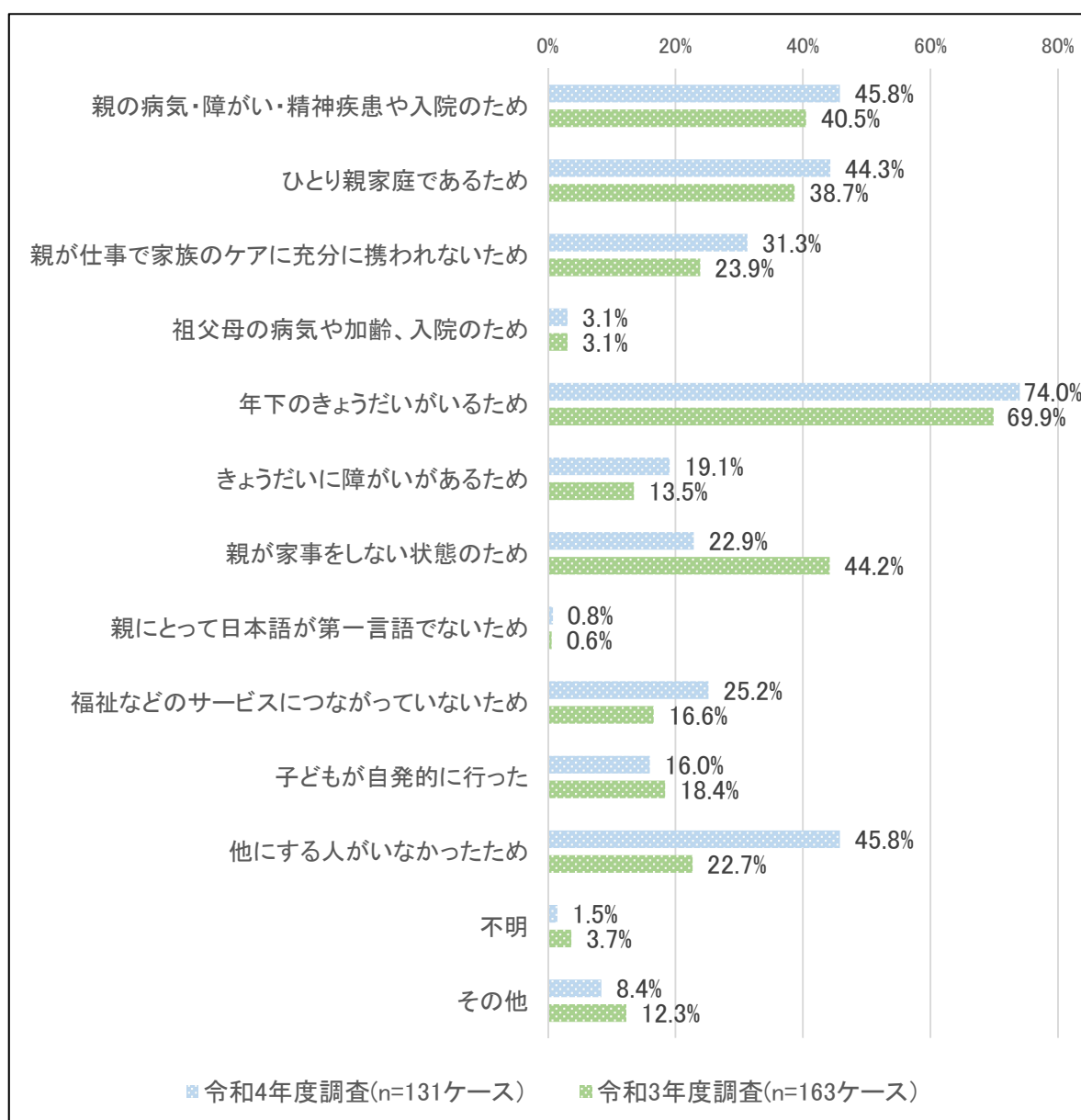
図表-40 同居・別居別子どもが家庭で行っているケアを支援する人 (n=62)



(8) ケアをすることになった理由

ケアをすることになった理由については、「年下のきょうだいがいるため」が74.0%と最も高く、次いで「親の病気・障がい・精神疾患や入院のため」と「他にする人がいなかったため」(45.8%)、「ひとり親家庭であるため」(44.3%)となっている。子ども自身の「ヤングケアラー」としての認識の有無別にみると、認識している人は、認識しない人に比べて「親が家事をしない状況のため」「他にする人がいなかったため」が高くなっている。

図表-41 ケアをすることになった理由（複数回答）



その他の主な内容: 親の不在、親の養育力不足

図表-42 学年別ケアをすることになった理由（複数回答）

(単位：%)

		親の病気・障がい・精神疾患や、入院のため	ひとり親家庭であるため	親が仕事で、家族のケアに充分に携われないため	祖父母の病気や加齢、入院のため	年下のきょうだいがいるため	きょうだいに障がいがあるため	親が家事をしない状況のため	親にとって日本語が第二言語でないため	福祉などのサービスにつなげていないため	子どもが自発的に行った	他にする人がいなかったため	不明	その他
全体(n=131)		45.8	44.3	31.3	3.1	74.0	19.1	22.9	0.8	25.2	16.0	45.8	1.5	8.4
学年	小学生(n=54)	42.6	42.6	24.1	5.6	74.1	13.0	18.5	1.9	22.2	14.8	40.7	1.9	13.0
	中学生(n=62)	45.2	43.5	38.7	1.6	77.4	24.2	29.0	0.0	29.0	12.9	46.8	0.0	3.2
	高校生(n=12)	58.3	58.3	25.0	0.0	66.7	25.0	8.3	0.0	25.0	25.0	50.0	8.3	8.3
	所属なし (15-17歳)(n=3)	66.7	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	100.0	0.0	33.3